

新宿区教育委員会会議録

令和2年第8回定例会

令和2年8月7日

新宿区教育委員会

令和2年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和2年8月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時31分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	山 下 浩 一 郎	委 員	羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	中 山 浩
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	広 瀬 岳 平
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第31号議案 令和3年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

日程第2 第32号議案 令和3年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

日程第3 第33号議案 令和3年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

日程第4 第34号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

報 告

- 1 新宿区立中学校の修学旅行の中止について（教育指導課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和2年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 わかりました。

◎ 第31号議案 令和3年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第32号議案 令和3年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第33号議案 令和3年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

◎ 第34号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

○教育長 本日は、「日程第1 第31号議案 令和3年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、「日程第2 第32号議案 令和3年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、「日程第3 第33号議案 令和3年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、「日程第4 第34号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、第31号議案から第34号議案について、1件ずつ説明を受け、審議をするものとします。

まず初めに、議案の説明を受ける前に、今回の教科書採択の経過について、私から御説明をさせていただきます。

今年度は、新宿区立中学校で使用する教科用図書について、新たな学習指導要領が令和3年度から全面実施されることから、全ての教科の教科用図書を採択するため、候補の絞り込みを行いました。

今回の採択に当たっては、第5回臨時会で御説明したところから1件増えまして、2団体から2件の要望書が教育委員会に寄せられました。

また、中学校の教科書展示会については、5月29日から6月11日まで特別展示を、また、6月12日から6月25日まで法定展示を実施いたしました。

会場でのアンケートについては、33件の御意見をお寄せいただきました。教育委員会として、心から御礼を申し上げます。

次に、議案の取りまとめまでの経過について御説明いたします。

中学校教科用図書の採択について、当委員会は、まず学校調査として区立中学校10校からの意見をまとめてもらい、次いで教科用図書を専門的に調査する調査委員会において、教科別に全ての教科用図書について検討を行いました。

そして、中学校教科用図書審議委員会から、採択の対象となる教科用図書の調査検討結果について、7月14日に報告を受けました。

その上で、当委員会は中学校教科用図書について、7月14日から7月29日にかけて、生徒及び学校の実情に十分配慮し、公平・公正に討議、検討を行いました。

そして、教科用図書について、5人の委員と私からそれぞれの意見を述べ、1種への絞り込みを行うことができました。その結果を議案として取りまとめることをご諮りいたしまして、本日の議案の提案に至っております。

それでは、まず、昨年度絞り込みを行った小学校教科用図書からになりますが、第31号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第31号議案 令和3年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について御説明いたします。

本議案は、令和3年度に使用する小学校教科用図書について、引き続き、令和元年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、令和元年度に採択したものと同一となる教科用図書の種目及び発行者名を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は、同法施行令第15条で4年と定められております。

このことから、令和3年度に使用する小学校教科用図書につきましては、令和元年度に採択したものと同一の教科用図書について、2年目の採択をお願いするものでございます。

第31号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学

校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第31号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第31号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第31号議案の決定をもって、令和3年度に新宿区立小学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

次に、第32号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第32号議案 令和3年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について御説明いたします。

本議案につきましては、先ほど教育長からお話ございましたように、令和3年度に使用する中学校教科用図書について、採択の候補となる教科用図書を1種に絞り込んだ理由等を議案としてまとめたものでございます。

議案の2枚目と3枚目以降につきましては、採択の対象となる教科用図書の種目及び発行者名と主な絞り込み理由を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められております。

区立中学校におきましては、新たな学習指導要領が令和3年度から全面实施されることから、本議案で採択する教科用図書の使用期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間となるものでございます。

内容につきましては、この後、教育指導課長から御説明させていただきます。

○教育指導課長 それでは、第32号議案の絞り込み理由についてお話をさせていただきます。

まず、国語です。国語は光村図書です。主な絞り込み理由は、設問が自然で分かりやすい。具体的な目安や目標を明確に示していることも良い。「思考の地図」等で生徒に必要なスキ

ルを身に付けさせようとする工夫がある。読み応えのある題材も多く、古典の取り上げ方など多様な工夫がある。でございます。

続きまして、書写です。書写は光村図書です。主な絞り込み理由は、パソコンの時代においても、フォントや文字のデザインは重要であり、それを有効に学ぶことができる。古典への関心を高め、出典の写真等も良い。他社と比較した際に別冊の活用も期待できる。行書もなじみやすい工夫がある。漢字表など様々な工夫が教科書内に施されている。でございます。

続きまして、社会（地理的分野）です。社会（地理的分野）は、帝国書院です。主な絞り込み理由は、教科書本文の一貫した流れが良く、コラムや技能をみがくなど興味深い題材が多い。説明量や記述の丁寧さについては、他社と比較した際にも優れている。地域の在り方など題材を深く掘り下げ、現代的課題にも適切な対応が図られている。でございます。

続きまして、社会（歴史的分野）です。社会（歴史的分野）は、東京書籍です。主な絞り込み理由は、バランスや構成、写真の解像度の良さや対話を増やす工夫が随所にあり、他社と比較しても使いやすい。用語説明が分かりやすく、年表は切り取って使用できるなど付随している資料が充実している。資料からの読み取りに力を入れる工夫がある。文献はとても分かりやすい。でございます。

続きまして、社会（公民的分野）です。社会（公民的分野）は、東京書籍です。主な絞り込み理由は、単元ごとのまとめや抽象的概念に対しての記述に工夫があり、学びやすい。身近に感じる題材が多く、社会の一員としての法律や契約等の記述が優れている。将来展望も含め、持続可能な社会を作る上で必要な機軸をなす内容をきちんとまとめている。でございます。

続きまして、地図です。地図は、帝国書院です。主な絞り込み理由は、授業内容を深める統計資料は生徒自らが興味関心を持って各地域の比較をする際にも調べやすい。現場でも評価が高く、資料は見やすく、シンプルかつ豊富である。QRコードには有効なコンテンツが多く、家庭学習への利用や深い学びへと繋がる。でございます。

続きまして、数学です。1点、資料の訂正をさせていただきます。主な絞り込み理由の2点目、文末に「と」が余計に入っております。申し訳ございませんでした。数学は、東京書籍です。主な絞り込み理由は、問題解説や単元の順番に工夫があり、習熟の高い生徒も低い生徒も学びやすい。小中連携の視点として第0章が取り入れられ、配列が段階的に設定してあるところが良い。生徒に深く考えさせる問題が設定されており、興味・関心を引き付ける題材が多い。でございます。

続きまして、理科です。理科は、大日本図書です。主な絞り込み理由は、身近な話題や机上で学べないことまで総合的に網羅され、生徒たちにこうした経験をさせることができる。実験結果が明確に示されており、予想・推論など理科に必要な力を高める上で有効な教科書である。単元の導入部分が丁寧であり、段階的な設問構成が有効である。でございます。

続きまして、音楽（一般）です。音楽（一般）は、教育芸術社です。主な絞り込み理由は、理論的に楽曲が幅広く示されており、専門的である。掲載されている曲や絵が生徒に即している。著作権について、中学生段階で理解すべき事項がよくまとめられている。でございます。

続きまして、音楽（器楽合奏）です。音楽（器楽合奏）は、教育芸術社です。主な絞り込み理由は、同社の一般教科書と並行して使用することで、より生徒の理解が深まる。楽器全体がよくまとまり、理論的な部分と実技的な部分のバランス構成が良い。糸中綴じであることは、譜面台等に置いた際にも使用しやすい。でございます。

続きまして、美術です。美術は、光村図書です。主な絞り込み理由は、古典や芸能、著名な作家などが取り上げられており、教材も多様である。印象深い写真やイラストが生徒に考えを深めさせ、より主体的に取り組むことができる。小中接続を意識した課題、導入の工夫が見られる。感性を引きこまれ、想像性を伸ばしていける教科書である。でございます。

続きまして、保健体育です。保健体育は、学研教育みらいです。主な絞り込み理由は、全体の図表やアレルギー、感染症に対する記述等が優れている。項目や目安などの配列が適切であり、生徒のストレス対処についての記述も良い。探求心を育む問い掛け等、生徒目線で教科書が作られている。でございます。

続きまして、技術・家庭（技術分野）です。技術・家庭（技術分野）は、開隆堂出版です。主な絞り込み理由は、必要な知識が適切にまとめられており、全体的な紙面構成も良い。技術の全体像がまとめられており、幅広い習熟の生徒にも対応できる。新しい知識である情報技術やプログラミングについて中学生にとって必要な知識が適切にまとめられている。でございます。

続きまして、技術・家庭（家庭分野）です。技術・家庭（家庭分野）は、教育図書です。主な絞り込み理由は、作業手順が明確で、配置やイラスト、写真が工夫されていることから生徒の理解が進む。失敗例も記載していることは、生徒が自分に置き換えて主体的に授業へ取り組むことができる。フェアトレードや消費者教育についての記載が適切にまとめられている。でございます。

続きまして、英語です。英語は、東京書籍です。主な絞り込み理由は、文章と挿絵の配置が良く、目次や内容理解を助ける配列となっている。小学校からの接続を意識した題材が多く、オーラルやリーディングの構成バランスも良い。本文中に取り上げられている題材の良さや分かりやすさが良い。でございます。

続きまして、道徳です。道徳は、教育出版です。主な絞り込み理由は、生徒一人一人に理解してほしい内容や考えてほしいポイントが明確に示されている。統計的な資料、図版、写真が生徒に深く題材について考えさせ、多様な意見を議論させることに繋がる。興味深い題材が多く、生徒が分かりやすい授業に臨むことができる。でございます。

説明は、以上となります。

○教育調整課長 それでは、第32号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第32号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第32号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第32号議案の決定をもって、令和3年度新宿区立中学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

次に、第33号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第33号議案 令和3年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について御説明いたします。

初めに、議案の3枚目と4枚目の裏面を御覧ください。

こちらが文部科学省検定済の教科書の採択候補となっております。

区立特別支援学校並びに区立の小中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書につきましては、区立の小中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされており、こちらの一覧が区立小中学校で採択したものと同一の教科用図書となっております。

次に、文部科学省著作教科書について、議案の5枚目と6枚目の裏面を御覧ください。

こちら、それぞれ文部科学省著作の教科書の一覧でございます。

次に、一般図書について御説明いたします。

小学校、中学校及び特別支援学校におきましては、検定済の教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することが学校教育法において義務づけられておりますが、同法の附則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより、教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとなっております。

この教科用図書以外の図書を教科用図書として使用するものが、一般図書でございます。

議案の8枚目以降になりますが、こちら8枚目以降が東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。

また、本議案の一番最後におつけしております2枚を御覧いただけますでしょうか。

こちら、令和3年度使用教科用図書となっておりますが、こちらが一般図書のうち、拡大教科書の一覧でございます。

特別支援学校並びに小中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書及び一般図書は、毎年度、種目ごとに採択することとされております。文部科学省著作教科書につきましては、文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用の全てを、一般図書につきましては、東京都教育委員会から出されている特別支援教育教科書調査研究資料に記載された全ての図書を、そして、第31号議案及び第32号議案で採択いただいた教科用図書と同一発行者の拡大教科書の採択をお願いするものでございます。

採択に当たりましては、文部科学省著作教科書及び一般図書審議委員会から、7月29日に教育委員会宛てに報告がなされております。

また、各学校が使用する一般図書につきましては、各校に対し、事前に希望調査を行いましたが、東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はありませんでしたので、調査委員会調査及び学校調査を実施する必要がなかったものでございます。

なお、審議委員会からは、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び拡大教科書について審議した結果、その全てについて使用が適正であるとの報告

をいただいております。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第33号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第33号議案について、御意見、御質問があれば、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第33号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第34号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第34号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に合わせ、区の介護補償の額につきましても同様の改正を行うほか、規定を整備するものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

こちらは介護補償を規定しております第13条につきまして、下線部の部分が今回の改正となっているものでございます。

まず、介護補償の額の改正についてです。第2項第1号では、現行16万5,150円、これが改正後といたしまして16万6,950円へ、1,800円の増。第2号では、7万790円から7万2,990円へ、2,200円の増。第3号では、8万2,580円から8万3,480円へ、900円の増。第4号は、裏面になりますが、第4号では、3万5,400円から3万6,500円へ1,100円の増と、それぞれ増額をしているものでございます。

なお、今回金額を増額している理由といたしましては、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給の見直しや、最低賃金の全国加重平均額の上昇により、介護補償の額が引き上げられたことによるものでございます。

続いて、2ページの障害補償年金前払一時金を規定している附則第4条につきまして、下線部分が今回の改正部分となるものでございます。

第5項から第6項を御覧ください。

まず、第5項ですが、障害補償年金等につきましては、受給者が一定額を前払一時金、つまり前倒しで受給してもらうことを選択できる制度となっておりますが、前払一時金を選択した場合、本来、定期的に支給される年金額の合計額が前払一時金の金額に達するまでの間、支給を停止することとなっております。

この支給停止期間が1年を超える場合は、返済に充てる金額の積算について、法定利率で割り引いて計算することになっており、その法定利率が現行条例では100分の5と規定されておりますが、今回の民法の改正によりまして3%に改められると同時に、その利率も3年ごとに見直すこととされたことから、今回、確定した利率ではなく、災害発生時における法定利率と改正させていただくものでございます。

施行期日は、令和2年11月1日でございます。

なお、経過措置といたしまして、介護補償の増額改定につきましては遡及適用することとし、現時点において公務災害補償を受けている者がいないことから、遡及適用日は、令和2年8月1日とするものでございます。

また、改正前の条例により支給されている場合、その支給された介護補償は、改正後の条例による介護補償の内払いとみなすものでございます。

第34号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、介護補償の額の改正を行うほか、規定を整備する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

以上、御審議の上、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第34号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第34号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第34号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 新宿区立中学校の修学旅行の中止について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告 1 について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 新宿区立中学校の修学旅行の中止について御報告申し上げます。

令和 2 年度に実施を予定しておりました新宿区立中学校の修学旅行を中止することについて御報告申し上げます。

修学旅行は、実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の状況を見ていたところではございますが、資料にございます理由により、中止することといたしました。

まず、新型コロナウイルス感染症が全国で拡大しており、旅行先で感染した場合、生徒や保護者への負担が大きいこと、次いで、現在の新型コロナウイルス感染症の状況下では、現地の宿泊施設や集団行動において三密を避けるための感染防止対策を徹底することが難しいこと、さらに今後の状況を予測することが困難であり、確実な実施が見込めないこと、以上の 3 点から中止とさせていただきたいと思えます。

なお、中止に伴い、旅行会社との間に発生するキャンセル料等につきましては、新宿区教育委員会が負担いたします。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で、各校で卒業期等に代替となる行事を検討してまいります。

なお、この行事につきましては、公費負担を検討しているところでございます。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告 1 について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

コロナの関係ですが、苦渋の判断を、ということでございます。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 2時31分閉会